

平成 2 8 年 度

亀山市 財政健全化
経営健全化 審査意見書

亀山市監査委員

亀 監 第 1 0 9 4 号

平成 2 9 年 8 月 1 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之 様

亀山市監査委員 渡 部 満

同 尾 崎 邦 洋

同 国 分 純

平成 2 8 年度亀山市財政健全化及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 8 年度財政健全化判断比率及び経営健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

財政健全化審査意見書		ページ
第1	審査の概要	1
1	審査の期間	1
2	審査の方法	1
第2	審査の結果	1
経営健全化審査意見書		
第1	審査の概要	3
1	審査の期間	3
2	審査の方法	3
第2	審査の結果	3
1	水道事業会計	3
2	工業用水道事業会計	3
3	公共下水道事業会計	3
4	病院事業会計	3
5	農業集落排水事業特別会計	3
経営健全化審査資料		
	財政健全化判断比率等の対象となる会計	7
	経営健全化比率 法適用事業（別表1）	8

（注1） 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入しています。

（注2） 比率（％）は、原則として各計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入し第1位までとしました。

平成28年度財政健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成29年6月14日～平成29年8月7日

2 審査の方法

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、市長から提出された平成28年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書及び各関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第2 審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	平成28年度 早期健全化基準	平成27年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.96	12.97
② 連結実質赤字比率	—	—	17.96	17.97
③ 実質公債費比率	1.4	2.4	25.0	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	350.0

(注)① 実質赤字比率とは、一般会計の決算を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率を指す。

② 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を指す。

③ 実質公債費比率とは、一般会計等（特別会計、公営企業会計等を含む）が負担する公債費〔元金償還金及び準元利償還金（公営企業債に対する繰出金）など公債費に準ずるもの〕の標準財政規模に対する比率（3カ年平均で示し、普通交付税で措置されるものは除く）を指す。

④ 将来負担比率とは、一般会計等（特別会計、公営企業会計、広域連合、土地開発公社等を含む）が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率を指す。

〔個別意見〕

① 実質赤字比率について

平成 28 年度一般会計に係る実質収支額が 3 億 3,052 万円の実質黒字となっており、実質赤字比率がないため、健全と認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 28 年度一般会計及び特別会計（公営企業会計 4 会計を含む 7 会計）は、次表のとおりすべて実質黒字又は資金剰余が発生しており、連結実質赤字比率がないため、健全と認められる。

(単位：万円)

会 計 名		平成 28 年度		平成 27 年度		
		実質黒字額	資金剰余額	実質黒字額	資金剰余額	
一 般 会 計		33,052	—	96,836	—	
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計		510	—	2,597	—	
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計		1,513	—	266	—	
公 営 企 業	法 適 用	水 道 事 業 会 計	—	77,939	—	80,273
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	20,075	—	17,326
		公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	48,712	—	45,030
		病 院 事 業 会 計	—	49,382	—	34,178
	法 非 適 用	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	1,622	—	2,244
計		35,075	197,730	99,699	179,051	
合 計			232,805		278,750	

(注)・実質黒字額とは、実質収支（歳入総額—歳出総額—翌年度へ繰り越すべき財源）が黒字である場合を指す。

・資金剰余額とは、地方公営企業法適用企業における貸借対照表中の（流動資産—貸倒引当金）から（流動負債—企業債等—引当金）を差し引いた額が黒字である場合を指す。

（非適用企業は別表 1 参照）

③ 実質公債費比率について

平成 28 年度一般会計等（特別会計、公営企業会計等を含む）の実質公債費比率は 1.4%であり、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

なお、前年度と比較すると 1.0 ポイント減少している。

④ 将来負担比率について

平成 28 年度の一般会計等（特別会計、公営企業会計、広域連合、土地開発公社等を含む）の将来負担比率はないため、健全であると認められる。

平成28年度経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成29年6月14日～平成29年8月7日

2 審査の方法

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された平成28年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、各会計決算書及び関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第2 審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の各会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

資金不足比率

(単位：%)

公 営 企 業 会 計		平成28年度	平成27年度	経営健全化基準	備 考
法 適 用	1 水道事業会計	—	—	20.0	
	2 工業用水道事業会計	—	—	20.0	
	3 公共下水道事業会計	—	—	20.0	
	4 病院事業会計	—	—	20.0	
法非 適 用	5 農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0	

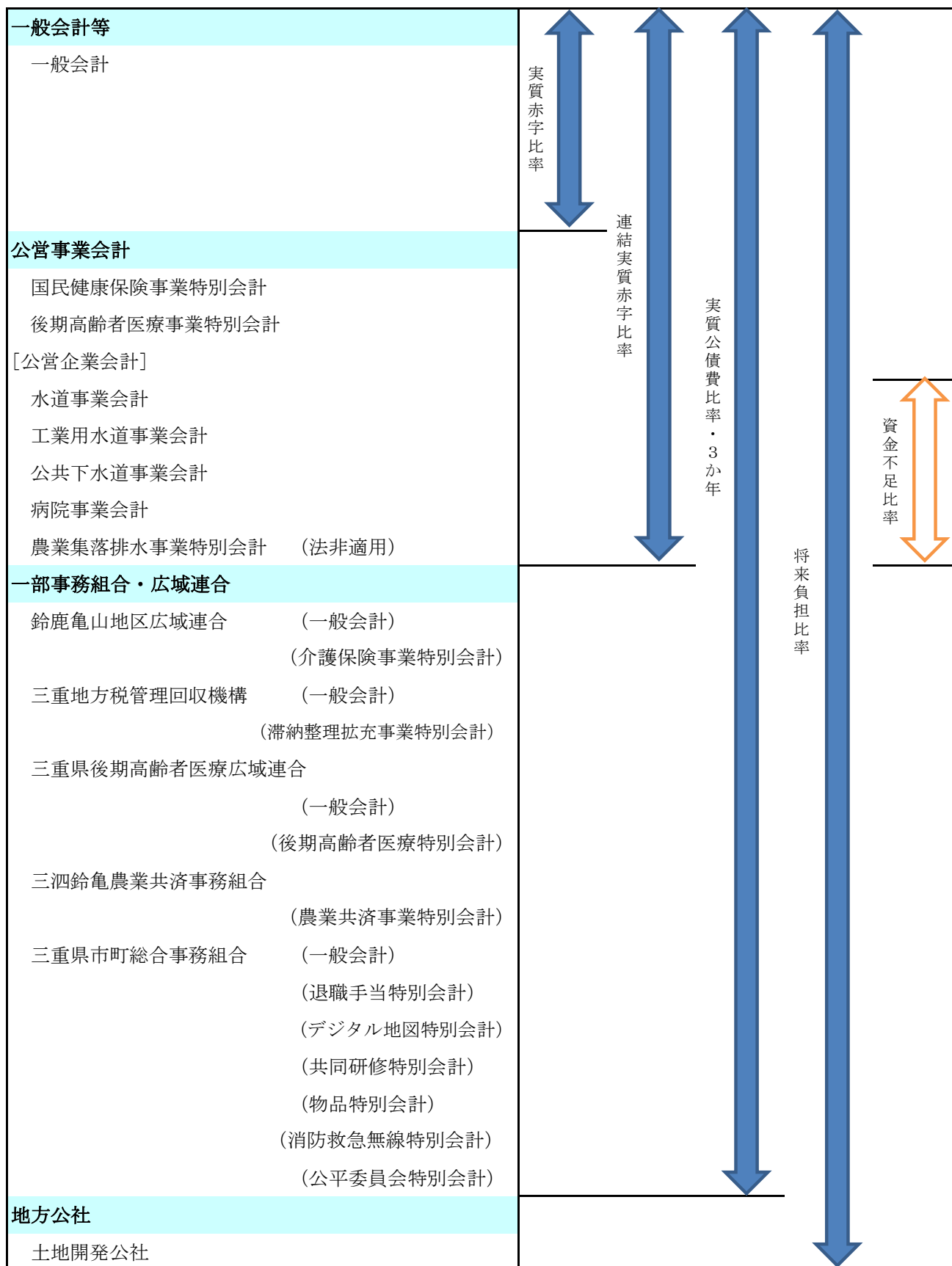
(注) 資金不足比率＝資金の不足額／公営企業の事業の規模

〔個別意見〕

いずれの会計も資金不足比率は発生しておらず、健全であると認められる。

經營健全化審査資料

財政健全化判断比率等の対象となる会計



平成28年度 経営健全化比率

別表1

上段 平成28年度
中段 平成27年度
下段 比較(28-27)
(単位:円)

法適用事業		水道事業会計	工業用水道事業会計	公共下水道事業会計	病院事業会計	法非適用事業	農業集落排水事業特別会計	
流動負債-流動負債のうち建設改良費等に充てるための企業債及び長期借入金-引当金	A	200,250,848	3,351,765	318,653,477	138,170,527	歳出額	A	442,354,513
		216,913,674	4,256,865	142,483,701	141,663,625		459,790,823	
		△ 16,662,826	△ 905,100	176,169,776	△ 3,493,098		△ 17,436,310	
流動資産-貸倒引当金	B	979,641,709	204,096,640	805,775,331	631,992,868	歳入額	B	458,573,873
		1,019,645,675	177,520,158	592,782,417	483,448,163			482,234,825
		△ 40,003,966	26,576,482	212,992,914	148,544,705			△ 23,660,952
建設改良以外の財源 充当地方債の現在高	C	0	0	0	0	繰越明許費繰越額	C	0
		0	0	0	0			0
		0	0	0	0			0
営業収益	D	1,074,760,982	67,846,022	391,555,256	1,278,359,686	繰越明許費繰越額に係る未収入特定財源	D	0
		1,086,284,142	68,008,935	380,699,803	1,314,401,890			0
		△ 11,523,160	△ 162,913	10,855,453	△ 36,042,204			0
受託工事収益	E	0	0	0	0	資金不足額	E=A-(B-C+D)	△ 16,219,360
		6,229,000	0	0	0			△ 22,444,002
		△ 6,229,000	0	0	0			6,224,642
資金不足額	F=(A+C-B)	△ 779,390,861	△ 200,744,875	△ 487,121,854	△ 493,822,341	資金剰余額	F=B-(A+C-D)	16,219,360
		△ 802,732,001	△ 173,263,293	△ 450,298,716	△ 341,784,538			22,444,002
		23,341,140	△ 27,481,582	△ 36,823,138	△ 152,037,803			△ 6,224,642
資金剰余額	G=B-(A+C)	779,390,861	200,744,875	487,121,854	493,822,341	営業収益-受託工事収益	G	106,258,310
		802,732,001	173,263,293	450,298,716	341,784,538			99,590,330
		△ 23,341,140	27,481,582	36,823,138	152,037,803			6,667,980
資金不足率	F/D-E (%)	—	—	—	—	資金不足比率	E/G (%)	—
		—	—	—	—			—
		—	—	—	—			—
資金剰余比率	G/(D-E) (%)	72.5	295.9	124.4	38.6	資金剰余比率	F/G (%)	15.3
		74.3	254.8	118.3	26.0			22.5
		△ 1.8	41.1	6.1	12.6			△ 7.2